

る氏名のカタカナ表記を含む。以下この号及び第14条において同じ。), 氏, 名, 旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名, 旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの

(2)~(6) (略)

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(4)~(7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の者がその者の住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

名のカタカナ表記を含む。以下この号及び第14条において同じ。), 氏, 名, 旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第92号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名, 旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの

(2)~(6) (略)

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載_____がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(4)~(7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の者がその者の住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

削る

改正